

政令第三百九十一号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一種の項中「一一七、一〇〇円」を「一一七、五〇〇円」に、「五四、五〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「五一、七〇〇円」を「五二、三〇〇円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、令和六年四月一日から適用する。